

(参考様式2)

事前点検シート(秋田3期地区活性化計画)

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H21 ~ H25 H21 ~ H25	総事業費(交付金)	変更後 905,579千円(国費470,032千円) 変更前 267,579千円(国費146,532千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	<p>【基盤整備:金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢、下院内、伊達堰地区】 本活性化計画は、定住等の促進に資する農業の振興を図るための生産基盤の整備に関する事業を実施することにより、地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指すものである。</p> <p>【処理加工・集出荷貯蔵施設:米粉の郷あきた地区】 農業の健全な展開を核とした地域の発展を図るため、米粉用米の生産拡大により多様な米生産を中心とした水田農業を確立し、地域農業の中核となる集落型法人を育成するものであり、国の基本方針と適合する。</p>
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	<p>【基盤整備:金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢、下院内、伊達堰地区】 本計画における目標は、県の「あきた21総合計画第4期実施計画」及び「ふるさと秋田元気創造プラン」における生産基盤の整備目標との整合性が図られているとともに、市町村が策定している総合計画等に基づいている。</p> <p>【処理加工・集出荷貯蔵施設:米粉の郷あきた地区】 当事業は、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」で定める生産製造連携事業計画に基づくものである。 また、米粉用米の推進は、県政運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」に位置づけられており、当事業は、米粉用米の推進の中核を成す取組である「米粉用米の大口需要の開拓」に位置づけられている。 なお、計画の推進に当たっては、生産調整や米穀関連制度に沿って行うものである。</p>
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	<p>【基盤整備:金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢、下院内、伊達堰地区】 本計画事業は、土地改良事業として地元の合意形成が図られたものである。</p> <p>【処理加工・集出荷貯蔵施設:米粉の郷あきた地区】 事業主体である瑞穂食品株式会社と、全国農業協同組合連合会が、秋田県産米の米粉利用を進めるため、生産製造連携事業計画を策定しており、関係者の合意形成はされている。また、県内においては、農業や商工関係者等からなる「あきた米粉利用促進協議会」を設置し、関係機関が連携をとって米粉利用の推進に取り組んでおり、本計画は、その一環として合意形成されている。</p>
事業の推進体制は確立されているか	適	<p>【基盤整備:金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢、下院内、伊達堰地区】 本計画事業地区は、市町村における事業実施・支援体制はもとより、地元受益者をはじめとする推進体制が整備されている。</p> <p>【処理加工・集出荷貯蔵施設:米粉の郷あきた地区】 生産者と実需者の生産製造連携事業計画に基づいており、需要と供給の関係は確立されている。 米粉用米の生産については、全農秋田県本部を窓口とした農業団体と、県行政・市町村、試験研究機関が連携をとって推進しており、推進体制は確立されている。 また、活性化計画の区域設定にあたっては、各市町村と調整済みである。</p>

<p>目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか</p>	<p>適</p>	<p>【基盤整備：金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢、下院内、伊達堰地区】 本計画目標は、生産基盤の整備により安定した農業経営を図り、農業従事者の定住を目指すものであり、個別の事業活性化計画目標も適切に設定しており、事業内容との整合性が確保されている。</p> <p>【処理加工・集出荷貯蔵施設：米粉の郷あきた地区】 米の生産調整が増加傾向にある中で、食料自給率を高め、地域農業の担い手を育成するためには、多様な米生産を中心とする水田農業を確立する必要がある。</p> <p>このため、生産製造連携事業計画に基づき、当事業を実施するものであるが、これは、事業活用活性化計画目標である米粉用米の生産量の拡大に直結し、米生産全体を拡大するものである。併せて、低コスト供給の観点から、集落営農組織を中心とした効率的な生産体制づくり推進をすることとしており、活性化計画の目標である集落型法人の育成に資するものであり、整合性は確保されている。</p>
<p>計画期間・実施期間は適切か</p>	<p>適</p>	<p>【基盤整備：金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢、下院内、伊達堰地区】 本活性化計画では、計画期間及び実施期間を5年間とし、原則5年以内に設定している。</p> <p>また、活性化計画に掲げた17地区のうち、実施期間が5年間となるのは川口地区の農業用道路の整備であるが、同事業はH21年度から実施することとしており、事業効果は着実に発現されるとともに、他の基盤整備事業についても活性化計画の目標達成及び確認等に支障はない。</p> <p>【処理加工・集出荷貯蔵施設：米粉の郷あきた地区】 生産製造連携事業計画に基づき、計画期間は5年、実施期間は1年であり、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」の要件を満たしている。また、機械設備の導入であるため、期間を要する調整事項や諸手続はなく、22年度内に完成し23年度から稼働することとしている。</p>
<p>交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か</p>	<p>適</p>	<p>【基盤整備：金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢、下院内、伊達堰地区】 継続地区(金屋地区ほか15地区)の交付金要望額は146,532千円であり、交付限度額(267,579千円×55% = 147,168千円)の範囲内である。 新規に追加する下院内地区、伊達堰地区の交付金要望額は49,500千円であり、交付限度額(90,000千円×55% = 49,500千円)の範囲内である。</p> <p>【処理加工・集出荷貯蔵施設：米粉の郷あきた地区】 交付金要望額は274,000千円であり、交付限度額(548,000千円×1/2 = 274,000千円)の範囲内である。</p>

2 個別事業について

【基盤整備: 金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢地区】

基盤整備促進(農業用道路・農業用排水施設)事業地区

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	揚水機は平成元年に更新されたものであり、耐用年数は過ぎている。また、農道は区画整理事業で造成されたものであるが、幅員が狭くかつ砂利道であるため、農作業車のすれ違いや維持管理等に苦慮している。 「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」より、ベンチリウム、大型リウム、積みブロック、現場打ち水路は耐用年数40年、ボックスカルバートは耐用年数50年。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	土地改良法に基づく事業として適正に費用対効果を算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効率は、川口地区1.14、中館地区1.27、下院内1.91、伊達堰1.09といずれも1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	川口地区、中館地区は、ともに実施要領の要件類別7であり、事業実施主体については市町村、交付額算定交付額については過疎指定地域のため5.5/10、要件については川口地区50ha>5ha、中館地区29ha>5haと各要件を満たしている。 下院内地区、伊達堰地区については、事業内容は農業用排水施設、事業実施主体は市町村及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行なう者であり実施要綱の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	農業用施設であり、個人の利権に係ることはないため適正である。目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	計画策定業務を実施し、受益地における農業用水量を適正に算出して計画等を決定する。道路及び付帯施設については計画車両を把握して幅員、構造を適正に計画することになっている。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	計画策定業務により適正な規模を決定し、県実施単価により積算を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	既設利用可能な施設は利用するなど、受益者負担等もあることからコスト縮減に十分に努めている。計画断面を決定する際に経済比較を実施し、最安価な断面を選択している。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	農業者(受益者)の利便性等から適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	一部買収しなければならない用地については地権者の了解は得ている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	市町村議会等での了承を得ており適正である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	川口地区については、事業主体である市町村が直接、管理・運営することになっており、適正である。また、中館地区については、市町村が事業主体であるが、揚水機の維持管理等は土地改良区が行うことになっている。下院内地区、伊達堰地区については、施設の維持管理は地元の水利組合が行うことになっている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

2 個別事業について

【基盤整備:金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、大沢、轟、第三平鹿、杉沢地区】

基盤整備促進(地形図作成、農用地等集団化)事業地区

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	本交付金により新規に実施する事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	地形図作成および 農用地等集団化の地区については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」に基づき算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	金屋地区、清水町地区、芦田子地区、福米内・本内地区、豊川地区、東今泉地区、中仙中央地区、藪台地区、本城地区、大沢地区、轟地区、第三平鹿地区、杉沢地区については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、投資効果を1.0と見なして算定した。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	地形図作成については要件類別10であり、事業実施主体については市町村、交付額算定交付額については豊川地区は5.0/10、それ以外の地区は六法指定地域のため5.5/10、受益面積は402～38>5haと各要件を満たしている。また、農用地等集団化については、要件類別11であり、事業実施主体については市町村、交付額算定交付額については六法指定地域のため5.5/10、受益面積は402～38>5haと各要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	県営ほ場整備事業の事業着手を前提に実施する事業であり、個人に対する交付にはあたらない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	区域面積及農家戸数等から県の単価により県が事業費を積算しており適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	-	該当なし
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	該当なし
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体は市町村であり、適正に計画されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

2 個別事業について 【処理加工・集出荷貯蔵施設：米粉の郷あきた地区】

項 目	チェック欄	判 断 根 拠								
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		米粉製粉設備を新設するものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。								
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		関連会社から粉砕機と周辺機器4種類を移転する。新品価格換算すると、36,700千円相当の事業費の低減が図られる。 また、メンテナンス等の管理が良好に行われており、現状においても使用に全く支障がなく、メーカーからは、5年以上の使用に問題はないという評価を得ている。 なお、部品交換等の補修費や撤去費は事業費に計上していない。								
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		米粉製粉設備は「食料品製造業用設備」(省令別表第2)に該当し耐用年数10年、廃水処理設備は「公害防止用減価償却資産の機械及び装置」(省令別表第5)に該当し5年、備品は「器具及び備品 - 試験又は測定機器」(省令別表第1)に該当し5年である。								
事業による効果の発現は確実に見込まれるか										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</td> <td></td> </tr> </table>	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか			費用対効果算定は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により適切に行なわれている。				
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)										
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか										
		1.37であり、1.0以上である。								
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容は米粉製粉施設の整備であり、「農林水産物処理加工施設」に該当し、実施要領の運用の別表で定める要件類別32の事業の内容に適合する。 事業主体は、生産製造連携事業計画の製造事業者であり、また、生産者の水田面積は5ha以上であることから、要件を満たしている。 なお、生産製造連携事業計画は、 認定済み(6/30) である。								
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業実施主体である瑞穂食品株式会社に交付するものであり、個人に対する交付ではない。また、米粉の製粉施設であり、コンタミの問題もあるので目的外使用のおそれはない。								
施設等の利活用の見直し等は適正か										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか</td> <td></td> </tr> </table>	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか			
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか										
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか										
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか										
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか										
		栃木県上三川町の工業団地内に整備するものであり、近隣市町村に秋田県産米の製粉施設はない。 また、米粉の処理加工施設で当該事業を実施している県内市町村との地区の重複はない。								
		米粉の需要と米粉用米の生産を踏まえて、計画的な米粉用米の出荷と米粉製造を行うこととしている。また、施設は、周年稼働(年間240日)である。								
		施設規模については、生産製造連携事業計画に基づき、年間1,824トンの米粉用米から1,478トンの米粉を製造することとし、製粉能力を年間1,478トンとしている。 設置場所は、日本製粉㈱のプレミックス工場及び産地(秋田)に近く、産地においては、カンントリーエレベーターや農業倉庫、精米施設等の農業施設を有効に活用した低コスト流通体制を確立することとしており、関係施設が有機的に連携している。								

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		瑞穂食品株式会社は、日本製粉株式会社の100%出資の企業であるが、事業費が過大にならないよう、メーカーからの複数見積もりを基本に、日本製粉株式会社の過去の購入実績も踏まえて積算しており適切である。
建設・整備コストの低減に努めているか		製粉設備に熟知し、調達力のある日本製粉株式会社プラント部の全面的な支援の下、製粉機等の主要機械等は直接購入し支給品とする。また、関連企業の中古品を使用することとしており、36,700千円(新品価格換算)のコスト低減を図っている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		原料及び製品水分、製品の損傷澱粉を測定するための機器を購入する計画である。これは、米粉の製造に最低限必要なものであり、汎用性もなく適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		整備予定地は、米粉用米産地(秋田県)及び製品の主たる出荷先である日本製粉株式会社のプレミックス工場(茨城県竜ヶ崎市の)との輸送の効化の観点で選定した。原料調達と製品販売の両面から選定したものであり、施設の設置目的から勘案して適切である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		日本製粉株式会社が100%出資している関連会社からの借地に、瑞穂食品株式会社が所有する施設に整備するものであり既に確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		日本製粉株式会社からの融資であり、償還計画が作成されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		収支計画(維持管理費・償却費含む)を作成しており、日本製粉株式会社の経営会議及び取締役会議において承認済みである。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		収支計画(維持管理費・償却費含む)を作成し、日本製粉株式会社の経営会議及び取締役会議において承認されるとともに、税理士の経営診断を受けている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	